

第19回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月25日（火）午後1時30分から午後2時12分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 大会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史		
会長職務代理者	1番	前谷 篤		
委員	2番	角丸 章	3番	猿渡 万里子
	4番	大原 瞳生	5番	片桐 幸示
	6番	渡邊 勝郎	7番	渡部 延三
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏
	10番	高橋 宏吉	11番	谷口 秀夫
	12番	菊地 匡		

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農業経営基盤強化法第18条第6項の規定による合意解約について
報告第3号	農地保有適格法人の要件確認について
議案第1号	農業経営基盤強化促進 18条1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。今年になって初めて定例総会です。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。定刻となりましたので、これより第 19 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

閑尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、10 番の高橋宏吉委員と、12 番の菊地匡委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。それでは、報告第 1 号をご説明いたします。

農業者年金に関して、任意脱退申出が 1 件ございました。[REDACTED] の [REDACTED] が、1 月 6 日に申出されています。

既に専決処分としましたことをご報告いたします。

只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

では報告第 2 号をご説明します。

賃貸借の合意解約の通知が 3 件ございました。まずは内容を読み上げます。

1 番の貸主は [REDACTED] 借主 [REDACTED]

[REDACTED] 、土地の表示は空知太 80 番 1、地目は公簿・現況とも畠、面積 5,884 m² の 1 筆です。契約の内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借を設定していたもので、期間は令和 2 年 2 月 25 日から令和 4 年 12 月 31 日までの約 3 年間でした。合意が成立した日は昨年 12 月 23 日、土地の引渡しの時期は 12 月 31 日です。

次に貢の裏面、2 番ですが、貸主は [REDACTED]

[REDACTED] 、借主は 1 番と同じく、[REDACTED] 、土地の表示は空知太 80 番 2 の内、地目は公簿が田で現況が畠、面積 4,000 m² の 1 筆、契約の内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借、期間は令和 2 年 2 月 25 日から令和 4 年 12 月 31 日までの約 3 年間、合意が成立した日は昨年 12 月 23 日、土地の引渡しの時期は 12 月 31 日です。

次に 3 番ですが、貸主は [REDACTED] 、借主は 1 番・2 番と同じく、[REDACTED] 、土地の表示は空知太 80 番 3 の内、地目は公簿が田で現況が畠、面積 10,299 m² 以下、記載のとおり合計 2 筆、面積 15,257 m² 、契約の内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借、期間は令和 2 年 2 月 25 日から令和 4 年 12 月 31 日までの約 3 年間、合意が成立した日は昨年 12 月 23 日、土地の引渡しの時期は 12 月 31 日です。

さて、この 1 番から 3 番の合意解約に至った経緯ですが、いずれの農地でも借主の [REDACTED] が玉葱を作付けしていましたが、実は今年の 7 月から、北洋砂利株式会社が 1 番から 3 番の農地を一時転用して、砂利採取を行う予定となっています。その砂利採取の計画に、今回の貸主 3 名と借主の [REDACTED] が同意して、農地転用の申請を行う前に、まずは合意解約の手続きを行ったものでござ

います。なお、合意解約した農地の内、2番の[REDACTED]、3番の[REDACTED]の農地の一部は、砂利採取を行わないで、引き続き[REDACTED]が玉葱を作る予定として、その賃貸借は議案第1号でご提案いたします。

以上、報告第2号のご説明とします。よろしくお願ひいたします。

只今、報告第2号の説明がありましたら、ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

では報告第3号をご説明します。

今回は[REDACTED]の1件です。別添1の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。

この確認書の順に見ていきますと、経営面積は採草放牧地の75.2ha、次の法人形態は特例有限会社であり、農地所有適格法人になり得る法人形態です。次の事業の種類は、生乳を生産するとともに、関連事業として、ご存じのとおり乳製品加工販売や飲食事業を行っています。次の売上高ですが、農業の売上高には関連事業も含めることになっておりまして、[REDACTED]の場合は記載のとおり全額が農業による売上となっていますから、売上高の過半が農業によるという要件を満たしています。次に構成員数ですが、議決権を持つ構成員は2人で、2人とも農業の常時従事者となっていますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件も満たしています。最後に、裏面の業務執行役員数に関してですが、4人の役員全員が農作業に常時従事していますので、役員の過半が農業の常時従事者である要件も満たしています。以上のとおり、[REDACTED]は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。以上です。

只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続いて、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず1番と2番を、事務局より説明願います。

ではご説明いたします。

1番と2番は報告第2号に関連する案件です。

まず1番、計画番号は令和3年度賃第8号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の渡邊勝郎さんです。出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在等は空知太80番2の内、地目は公簿が田で現況が畠、面積1,000m²の1筆、対価は推進員が調整のもと双方の話し合いにより年額15,000円、これは合意解約した契約と同額の単価で算定されたものです。支払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は合意解約した契約の残りの期間として本日から令和4年12月31日までの約1年間、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第1号図に示しています。この案件に関する農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める要件の確認は、別添2に調査書を添付している

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

とおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件でございます。

続いて2番です。計画番号は令和3年度賃第9号、公告予定年月日は本日
申出者は農地流動化推進員の渡邊勝郎さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は1番と同じ[REDACTED]、農地の
所在等は空知太80番3の内、地目は公簿が田で現況が畑、面積5,600m²の1
筆、対価はやはり合意解約した契約と同額の単価で算定し年額84,000円、支
払期限等は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は合意解約した契約
の残り期間で本日から令和4年12月31日までの約1年間、法律関係は賃貸借、
図面は第1号図に示しています。この案件の要件の確認につきましても、別添
3の調査書のとおり、全ての要件を満たしていますので、決定できる案件です。

以上2件は、報告第2号でもご説明しましたとおり、今年の7月から砂利採取
の予定があるため、一旦、賃貸借を合意解約しましたが、砂利採取を行わない
部分では引き続き[REDACTED]が農地を借りて玉葱を作るため、改めて賃貸借を行
うものです。

以上、1番と2番の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の1番と2番の説明がありましたら、ご質問・ご意見等ござ
いませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第1号の3番から6番までを事務局より説明願います。

ではご説明いたします。

3番から6番までの4件は、いずれも昨年末に使用貸借・賃貸借の期間が終
了し、再契約する案件でございます。

まず3番、計画番号は令和3年度賃第10号、公告予定年月日は本日、申出
者は農地流動化推進員の竹田安宏さん、出し手・貸主は[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]
[REDACTED]、農地の所在等は、焼山43番2の内、地目は公簿・現況
とも田、面積2,442m²の1筆、対価は推進員が調整のもと双方の話し合いにより
年額21,600円、これは水張面積に下田の単価6,000円を乗じたもので、11
月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和8年12月31日まで
の5年間、当事者間の法律関係は賃貸借、図面は第2号図に示しています。この
案件の要件確認は、別添4の調査書のとおり、全ての要件を満たしています
ので、決定できる案件です。

続いて4番、計画番号は令和3年度賃第11号、公告予定年月日は本日、申
出者は北光袋地地区農用地利用改善組合、組合長、湯谷美雄さん、出し手・貸
主は[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在等は、北光151番3、地目は公簿・
現況とも畑、面積1,560m²、以下、記載のとおり合計3筆で14,422m²、対価
は推進員が調整のもと双方の話し合いにより年額201,900円、これは地積に玉
葱畑の単価14,000円を乗じたもので、11月末までに指定口座に振り込むこと、
期間は本日から令和4年12月31日までの1年間、法律関係は賃貸借、図面は
第3号図に示しています。この案件の要件確認は、別添5のとおり全ての要件
を満たしていますので、決定できる案件です。

続いて5番、計画番号は令和3年度賃第12号、公告予定年月日は本日、申
出者は農地流動化推進員、前谷篤さん、出し手・貸主は[REDACTED]

受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在等は、北光 280 番、地目は公簿・現況とも田、面積 6,360 m²、以下、記載のとおり合計 4 筆で 18,927.90 m²、対価は推進員が調整のもと双方の話し合いにより年額 274,000 円、これは水張面積に単価 14,000 円を乗じたもので、11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年間、法律関係は賃貸借、図面は第 4 号図に示しています。この案件の要件確認は、別添 6 のとおり全ての要件を満たしていますので、決定できる案件です。

次に 6 番、計画番号は令和 3 年度賃第 13 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員、前谷篤さん、出し手・貸主は [REDACTED]

受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在等は、焼山 163 番 1 の内、地目は公簿・現況とも田、面積 14,467 m²、以下、記載のとおり合計 3 筆で 15,475.57 m²、対価は推進員が調整のもと双方の話し合いにより年額 132,000 円、これは、田の部分は水張面積に単価 10,000 円、畑の部分は地積に単価 2,000 円を乗じたもので、11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年間、法律関係は賃貸借、図面は第 5 号図に示しています。この案件の要件確認は、別添 7 のとおり全ての要件を満たしていますので、決定できる案件です。

以上、3 番から 6 番までの説明といたします。よろしくお願いいたします。

只今、議案第 1 号の 3 番から 6 番までの説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 1 号の 7 番を事務局より説明願います。

ではご説明いたします。

計画番号は令和 3 年度所第 4 号、公告予定年月日は本日、本件は農地保有合理化事業によるものです。出し手・譲渡人は [REDACTED]

受け手・譲受人は札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原輝和さん、農地の所在は、西豊沼 204 番 1、地目は公簿・現況とも田、面積 16,426 m²、以下、記載のとおり合計 6 筆、34,737 m²です。対価は 6,940,000 円、これは、地積に単価 20 万円を乗じたものです。対価の支払い方法等は 3 月 14 日までに指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期、及び、引渡しの時期は対価の支払い日、当事者間の法律関係は売買、図面は第 6 号図を参考にしてください。

この案件に関しては、先月の定例総会で、「買入協議」と言いまして、[REDACTED] の農地を北海道農業公社に買い入れてもらうよう協議する、と決定していました。その後、協議が成立しまして、本日、このように売買の提案に至っております。

今後の予定としては、この議案が決定されると、登記の手続きや土地代金の精算を行いまして、3 月の定例総会では、今度は公社から受け手である [REDACTED] に、5 年間、賃貸借する農用地利用集積計画が提案される予定です。

なお、最後になりますが、この案件に関する要件確認は、別添 8 の調査書のとおり、公社が農地を買い入れる場合は、一般的な農業者が買う場合とは異なり、多くの要件を満たす必要がなくなり、記載のとおりとなりますのでご確認いただければと思います。

以上、7番の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。
会長 只今、議案第1号7番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、提案のとおり本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

全員 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

会長 なし。

全員 特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

- 事務局
1. 議会関連報告（事務局長）
 2. 令和3年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議（事務局）
 - ・日 時 2月 16 日（水）
 - ・場 所 砂川パークホテル（砂川市）
 - ・出席者予定者 会長、事務局長、会議庶務のため事務局次長以下職員
 3. 各種提出者（事務局）
 - ・農用地等の借受け希望申出書 ~ 1月 20 日（木）
 - ・農地流動化、人・農地プランのアンケート調査 ~ 2月中旬
 - ・有害鳥獣による農作物被害の調査 ~ 2月中旬
 4. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、1月分を事務局に提出してください。
 5. 市総務課よりマイナンバーカードに関する説明
 - ・本定例総会終了後、市総務課より農業委員の皆様へ、マイナンバーカードに関する説明をさせていただきます。

6. 協議会報告（協議会長）

会長 只今の説明について、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。
次回は2月 25 日、金曜日、時間は午後 1 時半からです。よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。
<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員